

発達特性に応じた 個別支援計画作成プロセス ～児童の現場から考える～

全国児童発達支援協議会
光真坊 浩史

本講義のポイント(達成目標)

- ・障害児支援には、医学的支援、教育的支援、福祉的支援があるが、治療、指導・訓練、付与ではない「福祉的支援」であることを理解できる
- ・障害児支援の基本機能は、こどもまんなかの権利擁護・尊重(こどものWell-being)の視点に立った「発達支援」であり、本人支援・家族支援、地域連携支援、移行支援からなる包括的支援であること
- ・児童の特徴は「心身の著しい発達の過程」であり、未学習・誤学習になりやすいため、発達特性(発達期の特徴)に応じた生活・遊び・環境を通した丁寧な支援に加え、障害特性への配慮が必要であること
- ・児童の場合、契約者である保護者の意向が反映されやすいが、発達ニーズやこどもの意見を最大限尊重することが重要(こどもの意見表明の機会の確保と尊重、意見形成支援:まずは日々の支援の中で)
- ・児童期はライフステージが短期間で移行するが(大人支援への移行含む)、今と未来をつなぐ縦横連携と移行支援が重要であること
- ・発達支援の5領域は、全体・包括的理解・支援のために活用すること₁

目 次

1. 障害児支援は、権利擁護の福祉的支援
2. こども期の特徴
3. 発達支援の特徴
4. 発達や障害の特性に応じた、こども期の個別支援計画の作成プロセス
5. まとめ

なぜ、児童分野は「違う」と言われるのか

- ・こどもと大人の状態像がそもそも違うこと、変化していくため
- ・本人の意向や生活ニーズ(就労を含む)を中心にする大人支援とは異なり、保護者主導のニーズが中心となりやすいため
- ・発達という視点が入っていることにより、将来に向けて、困りごとの軽減(障害や特性そのものではない)や、習得・獲得させておかないといけないという支援者側の視点が入りやすいため
- ・こどもの場合、本人支援の他、家族支援や地域連携、移行支援を記載する必要があるため
- ・本人支援には、「発達支援の5領域」の記載する必要があるため
- ・PT、OT、ST、心理などの専門支援、ABAやTEACCH等のエビデンスベースの専門支援がされているため
- ・長時間・集団・日々通所から短時間・個別・間欠通所まで、多様な形態が存在しているため
- ・ライフステージが短時間で移りゆくため

1. 障害児支援は、 権利擁護の福祉的支援

- ・治療や指導・訓練・付与ではないこと(法改正)
- ・障害児支援の目標は、こどもの権利を護り、尊重すること(まず「こども」として)
- ・その上で、障害者の権利として、障害による特性に応じて配慮し、インクルージョン等を推進すること

(1)こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

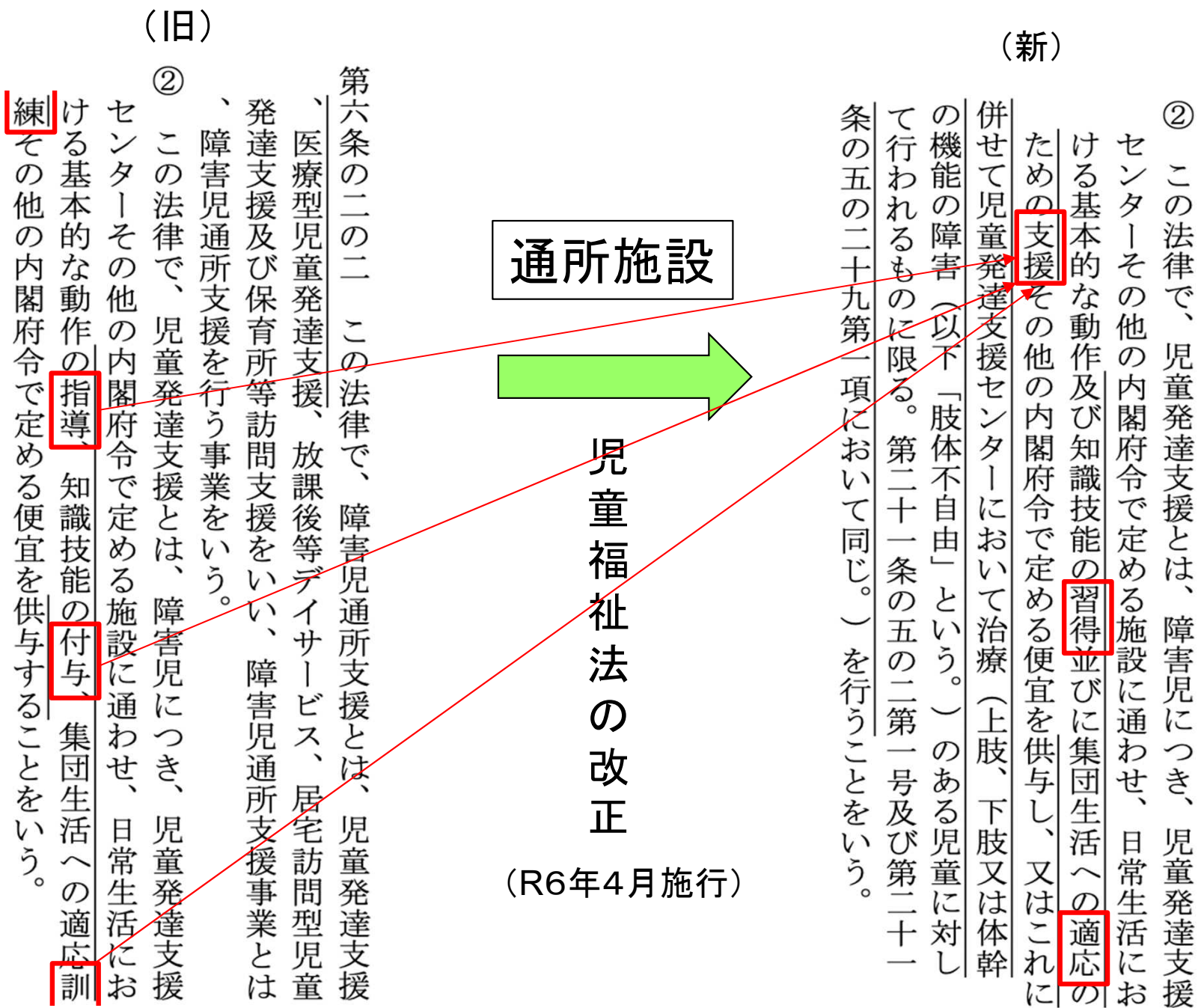
(2)障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供
(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供
(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供
(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

(3) 児童福祉法における規定

改正前	平成30年改正児童福祉法
第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u> 第二条 <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。 (新設) ★ 第1条の主語が、「国民」から「児童」へ変更 ⇒ 大人の責務としての位置づけから、子ども主体の法律への転換を意味する ★ 第2条で「意見の尊重」「最善の利益」を明記 ⇒ 保護者の第一義的責任(育成義務) 行政は親と育成の共同責任者 ★ 第3条の2で「家庭養育」「家庭的養育」を明記	第一条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u> 第二条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u> ③ <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。 第三条の二 <u>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u>

障害児通所支援及び入所支援の定義変更例(R6.4)



①権利擁護は「子ども」と「障害」の両方の視点から

(1)「障害児」というこどもはいない

- ・ 小さな「障害者」ではなく、まずは「こども」である
⇒ チャイルド・ファースト (Child with disabilities)
- ・ だから、支援計画にはこどもとしての目標が書かれるべき
- ・ こども自身が意思決定過程に参画する (意見表明と尊重)

(2)「障害」のある子どもとしての権利擁護

- ＜1＞「こども」としての全ての権利が障害児にも保障される
⇒ 子どもとしての権利を保障する (発達の視点)
- ＜2＞障害があることによる生きづらさや育ちにくさ、経験不足に対する機会の保障と特別な配慮 (合理的配慮) が不可欠 (障害の視点)
⇒ 障害のある人としての権利を保障する

②発達の支援は、こどもの権利を護ること

児童の権利に関する条約(4つの柱)

- ①生きる権利：子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。
- ②育つ権利：子どもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得ること、自分の考えや信仰が守られることも、自分らしく成長するために、とても重要。
- ③守られる権利：子どもたちは、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる権利を持っている。障がいがある子ども、少数民族の子どもなどは特に守られなければならない。
- ④参加する権利：子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、活動することができる権利を持っている。その際は家族や地域社会の一員としてのルールを守って、行動することが大切。10

発達支援は、こどもの権利を護ることそのもの

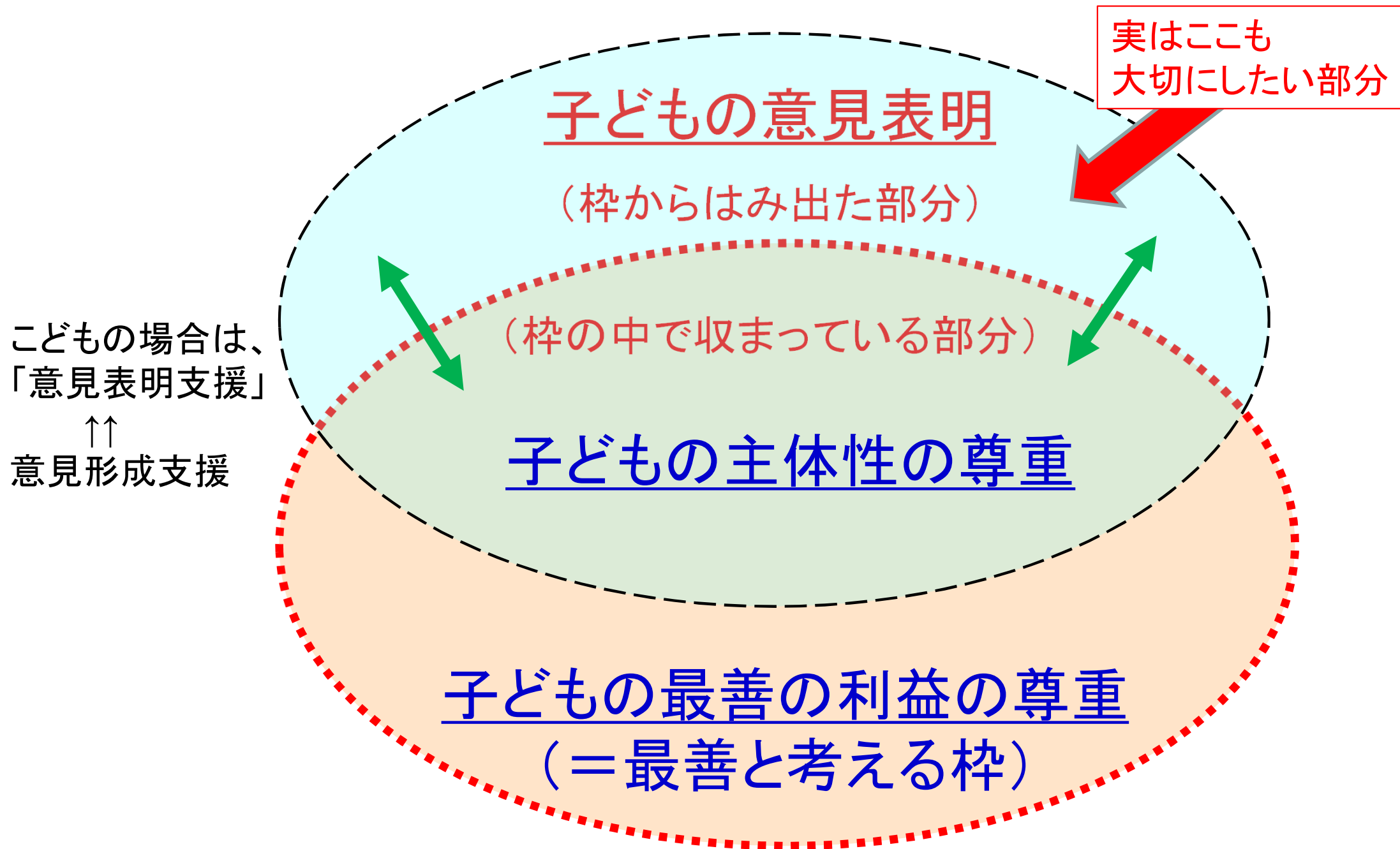
◎こどもの権利条約

- ・子どもの最善 (Best) の利益 [第3条]
- ・子どもの存在及び発達の最大限 (Maximum) の確保 [第6条]
- ・自由に自己の意見を表明する権利の確保 [第12条]

※ 意見が大切される経験 ⇒ 主体性、意思決定支援の基礎

- ・一時的若しくは恒久的に家庭環境を奪われた児童又は家庭環境にとどまることが認められない児童への特別な保護及び援助 [第20条]
- ・到達可能な最高水準 (Highest) の健康の享受 [第24条]
- ・子どもの人格・才能並びに精神的及び身体的な能力の可能な最大限 (Fullest) の発達 [第29条]
⇒ 能力の伸長 (= 個の輝き)

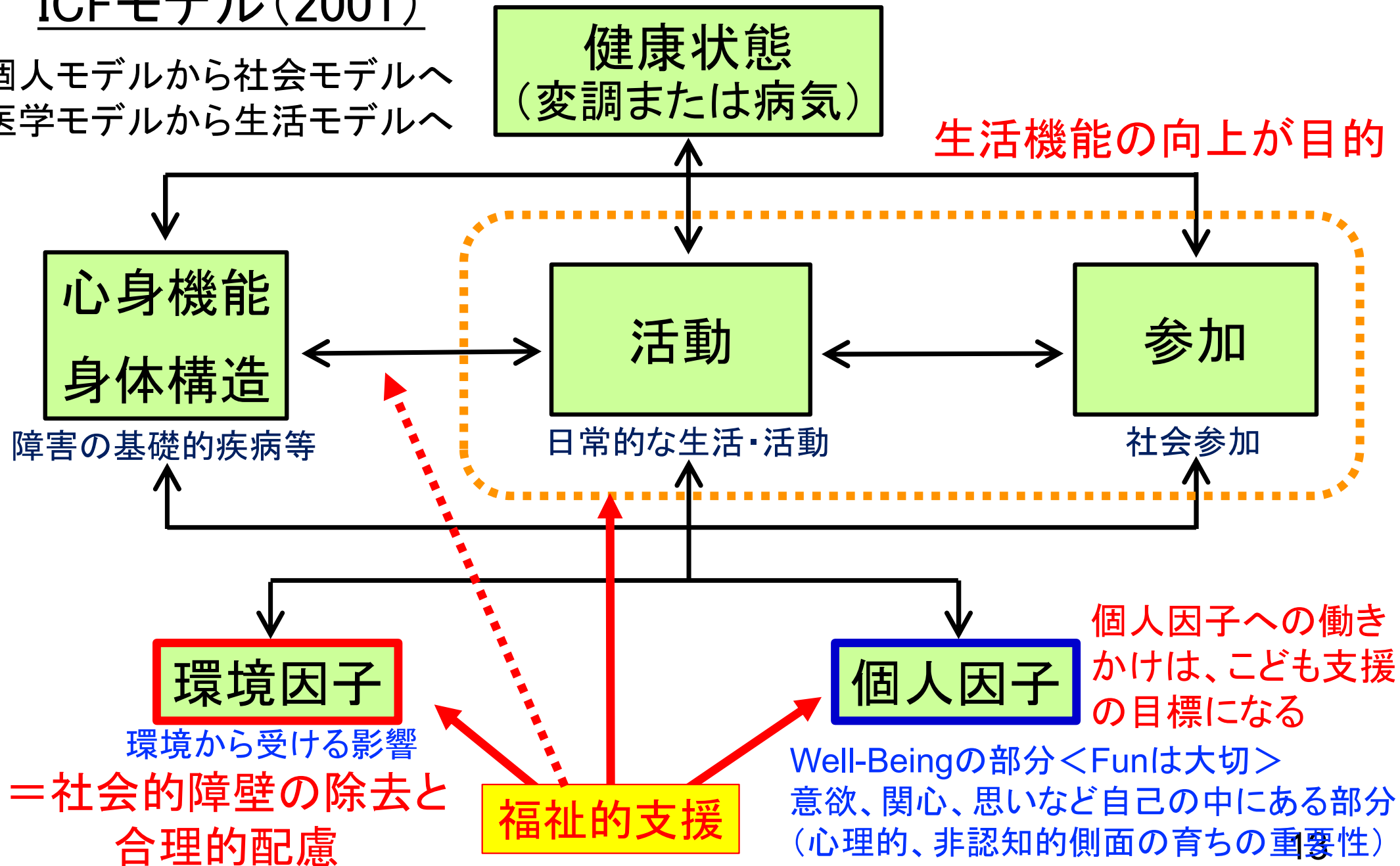
こどもの「主体性」と「最善の利益」の関係



(5) 配慮が必要な障害のある子どもとして

ICFモデル(2001)

個人モデルから社会モデルへ
医学モデルから生活モデルへ



2. こども期の特徴

- ・こどもは、心身の発達の過程にある者
- ・著しい発達期なので誤学習・未学習になり易い
- ・「発達特性」とは、「発達障害の特性」だけではなく、「発達段階にみられる特徴、習得・獲得の道筋、プロセス」(発達の視点)のことである

(1)「こども」とは

こども基本法

第2条

この法律において「こども」とは、
心身の発達の過程にある者をいう。

(2)障害児支援に関わる者の責任

◎子どもの発達に関わる責任の自覚

- ・大人になっていく成長・発達過程（人格形成を含む）に影響を与える重要な時期に関わる**重い使命と責任**がある
 - ・この重い使命と責任を果たすためには、
 - ・こどもの**成長・発達の正しい理解**
 - ・**発達や障害の特性に応じた支援に関する知識・技術**が必要である
- ⇒ 適切な支援の不提供＝こどもの権利が守られていない
(こどもの権利侵害)

(3) 発達特性とは、発達段階にみられる特徴

発達には、様々な視点があり、また、年齢帯によって特徴的にみられる特性(道筋、習得しやすい時期等)がある

例えば、体の発達(粗大運動、粗大運動、協調運動・・・)

認知の発達(理解、ことば、遊び・・・)

情動の発達(アタッチメント、対人関係、社会性・・・)

発達段階説、発達課題・・・(ピアジェ、エリクソン、マズロー、大田ステージ・・・)

発達検査や知能検査で測れるものもあれば、ないものもある。

アセスメントや支援に発達の視点がなく、支援の質がバラバラ

⇒「発達支援の5領域」の導入につながった

こどもの特徴(成長・発達軸)

○こども期はそもそも心身ともに成長・発達する存在

- ・発達段階に即して、様々な体験や遊び・学びを通して生きるために必要な力を主体的に習得する存在
- ・主体的習得する存在だからこそ、誤学習が生じやすい
また、障害の特性があるから、未学習・誤学習も生じやすい
⇒子どもたちに様々な体験・経験をさせて上げる必要がある
そこには安全・安心をベースに、好奇心を掻き立てられ遊びがあり、試行錯誤も含めて保障して上げる必要がある
- ・成長・発達段階に発現する特徴的な行動がある
(例: 第二性徴、反抗期(=主張期)など)
- ・成長・発達段階に応じて獲得すべき発達課題があり、また習得しやすい時期もあるため(臨界期、敏感期ということも)、適切な時期に合わせた働きかけが必要 ⇒発達の最近接領域など

3. 発達支援の特徴

- ・「発達支援」とは、「発達特性（発達段階にみられる特徴、習得・獲得の内容や道筋、プロセス）」（発達の視点）に加えて、発達障害を含む障害や疾病等の特性も踏まえる必要がある（合理的配慮の視点）

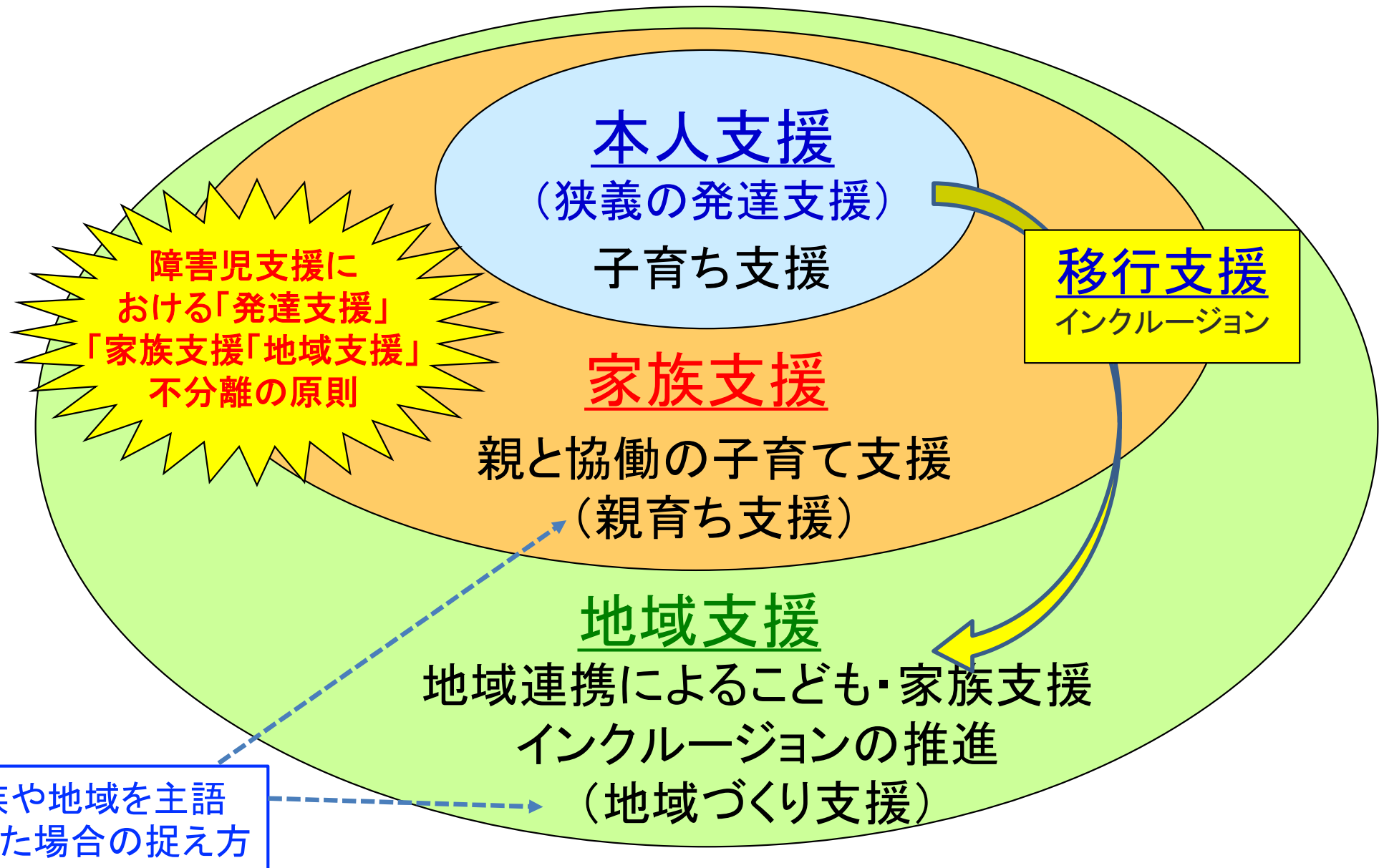
(1)「発達支援」は包括支援である

「障害が確定した子どもへの(運動機能や検査上の知的能力の向上などの)障害改善への努力だけでなく、障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が地域で育つ時に生じるさまざまな課題を解決していく努力のすべてである。その中には、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成(狭義の発達支援＝本人支援)、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援(家族支援)、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革(地域支援)が包含されている概念である」

出典:「障害児通園施設の機能統合に関する研究」(分担研究者・宮田広善):

発達支援の全体構造（一体的な包括支援）

こどもを真ん中に据えた3つのレベルでの発達支援（イメージ）



発達支援の基本理念

本人支援

○子どもの最善の利益の保障

- ・適切な養育、生活の保障、愛され・護られる、成長・発達・自立の支援
- ・子ども本人の意見の尊重と最善の利益の考慮、主体性の尊重

○インクルージョンの推進と合理的配慮

- ・障害者権利条約を反映（差別の禁止、合理的配慮）

合理的配慮は、子どもの障害の状態、発達の経過、特性に応じる

家族支援

○家族支援の重視

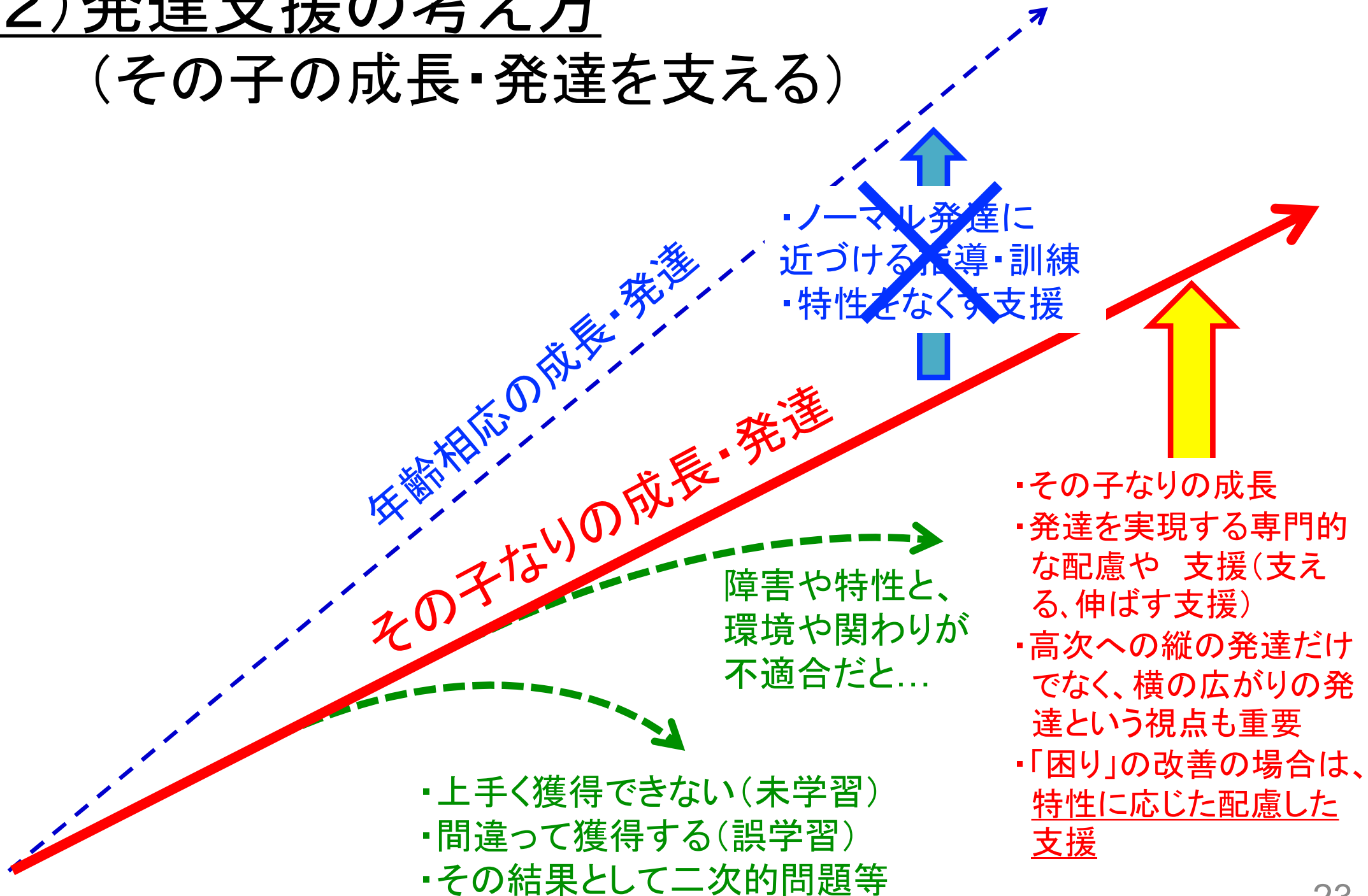
- ・家族に対して子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本
＝子どもを中心に置いた表現

地域支援

○インクルージョンを推進する後方支援としての専門的役割

- ・障害のない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障
- ・保育所等訪問支援の活用、子育て支援の場での障害のある子どもに対する支援の協力する体制づくり
- ・関係機関との連携、切れ目のない一貫した支援の提供体制づくり

(2) 発達支援の考え方 (その子の成長・発達を支える)



「障害」や「特性」の消去は目標にならない

保護者のニーズは障害や特性、困った行動をなくすこと

- 
- ・保護者は、「障害」「特性」「困った行動」がなくなることを期待
⇒ その心情にも寄り添うことが大切(=我が子の受容の一過程)

「障害」や「特性」の正しい理解が必要＝共通言語化

- 
- ・「障害」や「特性」はダメなものと捉えない(=子ども権利の視点)
⇒ その子を否定しないことから支援はスタートする
 - ・脳などの機能不全(調整が困難、上手く働かない)から生じる
「〇〇しづらさ」(支障)が根本にある
 - ・保護者のしつけが原因ではなく、また、本人の怠惰でもない

「障害」や「特性」は配慮することで補われ、育てられる

- ・子どもとして当たり前の生活や遊びの中で、合理的配慮
(個別の環境調整と関わり)をして育てる(経験・誤学習)

○「上（高次）への伸び」は支援者側が引き上げるものではなく、子ども自身が主体的に伸びていくものであるという認識が必要である。

支援者ができることは、子どもが現在の状態・発達段階で、興味を持って取り組める体験・経験などの幅やレパートリーを「広げる」ことに尽きる。

だから、生活の組立や遊び（玩具を含む）の提供、大人も楽しめている関わりが重要になる。

○支援が必要な子どもたちは、習得・定着に困難を抱えており、困難を軽減させてあげる必要があるが、本人の疾病や特性を軽減させることがターゲットになるのではなく、基本的には環境側が、こどもの発達段階に合わせて、疾病や特性があっても主体的に取り組みやすいよう生活や遊びを調整・整備する必要があることである。その結果、困難さを軽減できればよい。

○環境は、こどもの主体性を発動させるものであり、我々の関わりも含めて工夫していく努力が必要である。キーワードは「楽しい」「おもしろい」「やってみたい」「分かりやすい(分かる)」「配慮された」「安心・安全」な環境である。

「ヨコへの発達」という視点

～特に重度障害の理解と支援～

「人間の価値はこの縦軸の比較の世界で相対的に評価されるばかりでなく、横軸への無限の挑戦の中に見られる絶対的な価値の基準をもっている」

糸賀一雄(1968)

「横(軸)の発達」は、「かけがえのないその人の個性」。その「個性」があらゆる段階の中身であること、「豊かに、豊かに、なっていく」こと

糸賀一雄(1966)

「“よこ”への育ち」は、「たとえ重症な障害をもつかれらといえども、この方向での育ちの可能性は無限である」

岡崎英彦(1966)

「できないことができるようになる」といったこれまでの発達の評価観とは異なる、発達の「ひろがり」があることへの気づき

障害児者の内面の豊かさに目を向けることでこれまでの類型的、限定的な発達感が覆され、重度の障害児者の無限の発達の可能性が見出された



「重度」と言われる人の発達の視点だけでなく、すべてのこどもにも言えることではないか

4. 発達や障害の特性に応じた、 こども期の個別支援計画の 作成プロセス

- 「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」「保育所等訪問支援ガイドライン」、「個別支援計画の記載のポイント」に基づいた質の高い計画を
- アセスメント及び支援計画、支援プログラムに記載要件があり、「発達支援の5領域」の視点が付与されている
- 5領域が先にあるのではなく、支援目標と支援内容を考える際の総合的な視点として活用する

個別支援計画作成のプロセス

【P】◎支援目標を立てる: 見立て

⇒ アセスメント: 発達の視点 (心身の発達)、特性的視点、生活的視点・・

アセスメントは、様々な情報から本人を理解することだけではなく、**見立て**ること

【D】◎支援方法、内容を考え、実行する: 手立て

⇒ 理論に基づく支援 (評価できる支援)
創意工夫した支援

【C】◎支援を評価する: 評価

⇒ 具体的に評価: 有効な支援を繋いでいく

【A】

個別支援計画様式例

利用者名 _____

作成年月日: ____ 年 ____ 月 ____ 日

利用時及び家族の生活に対する意向							
総合的な支援の方針							
長期目標 (内容・期間等)						支援の標準的な提供時間 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)							
○支援目標及び具体的な支援内容等							
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・ <u>5領域との関連性</u> 等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位	
本人支援							
本人支援							
本人支援							
本人支援							
家族支援							
移行支援							
地域支援 地域連携							

児童発達支援ガイドラインから支援の目標や内容（見立てと手立て）を考える

こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、**ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要**であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、安定したアタッチメント（愛着）を形成していくこと。将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

○ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

(1)

児童発達支援の目標

※ 何かをさせよう、直そうとする支援目標ではないことに留意

(2)

児童発達 支援の方法

○ こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

■ こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握

本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要

■ 総合的な支援

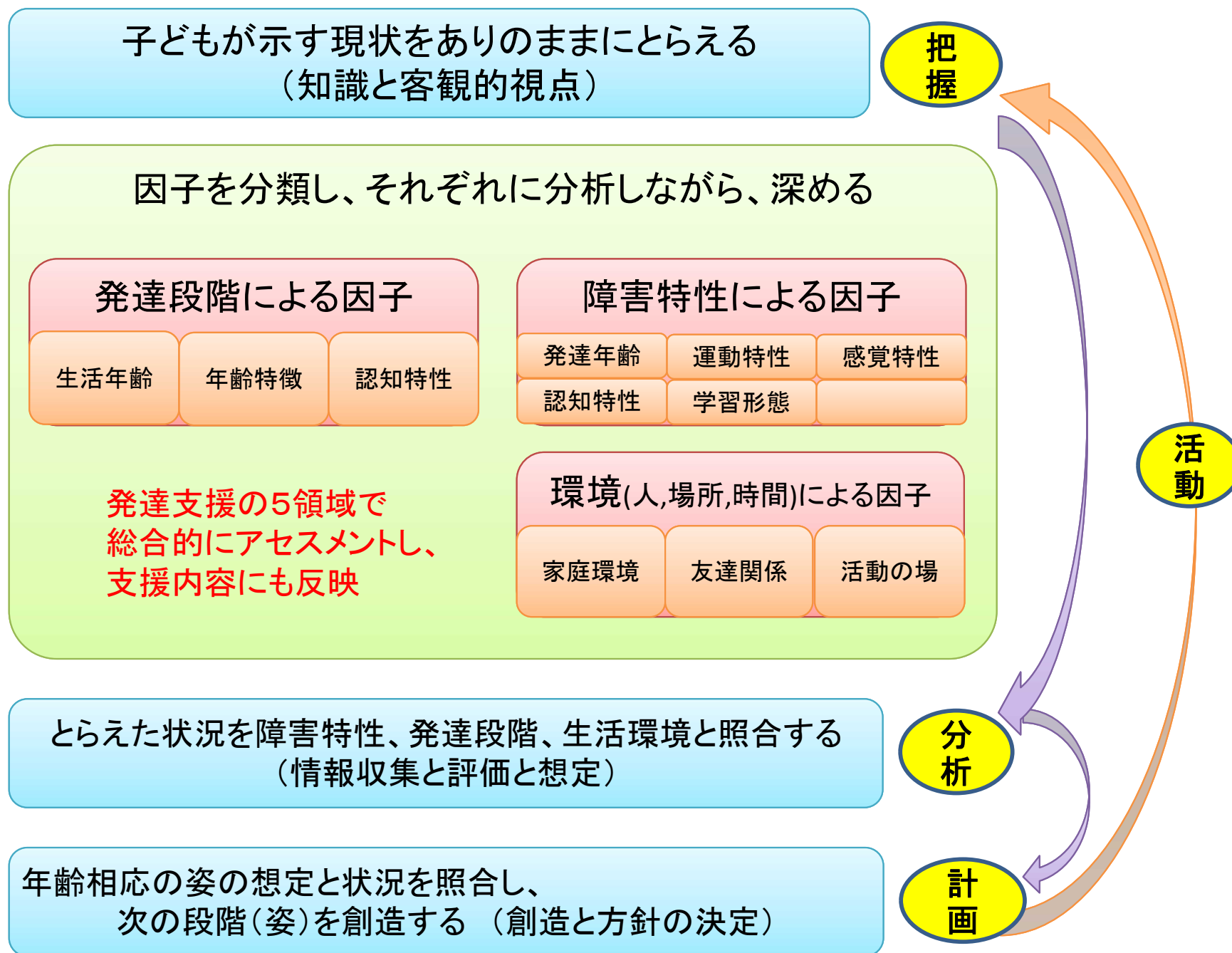
個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援

■ 特定の領域に重点を置いた支援

5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援

○ こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

子どもの支援のプロセス



毎回の支援でも、一年間の関わりでもこのプロセスを繰り返す。
(意図をもって過ごす自然とPDCAサイクルが生じる)

発達支援の5領域の内容比較

児童発達支援

放課後等デイサービス

健康・生活

- 健康状態の維持・改善
- 生活習慣や生活リズムの形成
- 基本的生活スキルの獲得

- 健康状態の維持・改善
- 生活習慣や生活リズムの形成
- 基本的生活スキルの獲得
- 生活におけるマネジメントスキルの育成

運動・感覚

- 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- 身体の移動能力の向上
- 保有する感覚の活用
- 感覚の補助及び代行手段の活用
- 感覚の特性への対応

- 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- 身体の移動能力の向上
- 保有する感覚の活用
- 感覚の特性への対応 等

認知・行動

- 認知の特性についての理解と対応
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)
- 行動障害への予防及び対応

- 認知の特性についての理解と対応
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
- 行動障害への予防及び対応等

言語・コミュニケーション

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出
- 言語の形成と活用
- 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション 等

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出
- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション 等

人間関係・社会性

- アタッチメント(愛着)の形成と安定
- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

- 情緒の安定
- 他者との関わり(人間関係)の形成
- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

◎障害のある子どもの発達の特徴/障害特性(例)

- ・発達には時間がかかる
- ・放っておくと学習できない場合がある
- ・そのままだと誤学習する場合がある
- ・特性により発達が質的に異なる場合がある
- ・必ずしも、発達の順序性に従わない場合がある
- ・障害や特性が強調されすぎると、心や主体性の発達が見落とされることがある
- ・苦手と思われることが、得意となることがある。
- ・自尊心が低い場合がある
- ・幼児期の特訓は弊害が出る場合がある

⇒子どもらしく、その子らしくいることの保障
発達の特徴に合わせた配慮が重要

児童期の個別支援計画作成のポイント

◎アセスメントがとても重要

- ・こどもの状況を把握するために、発達支援の5領域を踏まえたアセスメントをする必要がある(しないと減算)
- ・発達支援の5領域は、こども本人の現在の発達段階やできていること、苦手なことなどを総合的な把握するためのもの
- ・ただ、発達支援の5領域は項目出しされているだけなので、それぞれの領域に関する発達のプロセスを踏まえたアセスメントシートが必要
- ・発達段階を踏まえるのは、次にどのような獲得・習得が待っているのか、次のステップへの働きかけの気づきになる
- ・発達特性(発達の特徴:発達過程を踏まえた理解)に加えて、障害や疾病の特性を押さえること(発達の5領域に含まれるものもある)
⇒ 冰山モデルなどを活用して、現象を特性や環境、思いから推測
- ・トラウマや逆境体験などの視点も注目されている
- ・本人支援、家族支援、移行支援、地域連携・支援の多面的なアセスメントを実施する必要がある

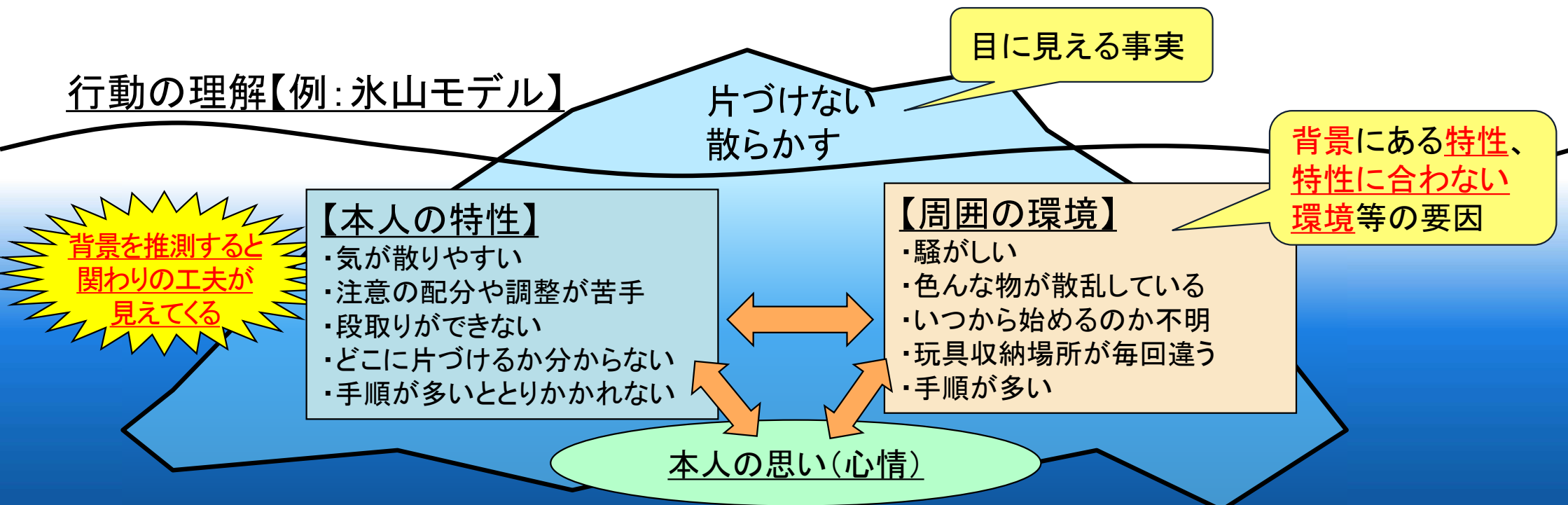
アセスメント

「一つ一つの情報を自分なりに解釈し、それらを組み立て、生じている問題の成り立ち mechanism を構成し(まとめ上げ)、支援課題を抽出すること、あるいは、その人がどんな人で、どんな支援を必要としているのかを明らかにすること」

(近藤直司(2012):アセスメント技術を高めるハンドブック. 明石書店)

◎ 法定アセスメントは、半年に1回以上

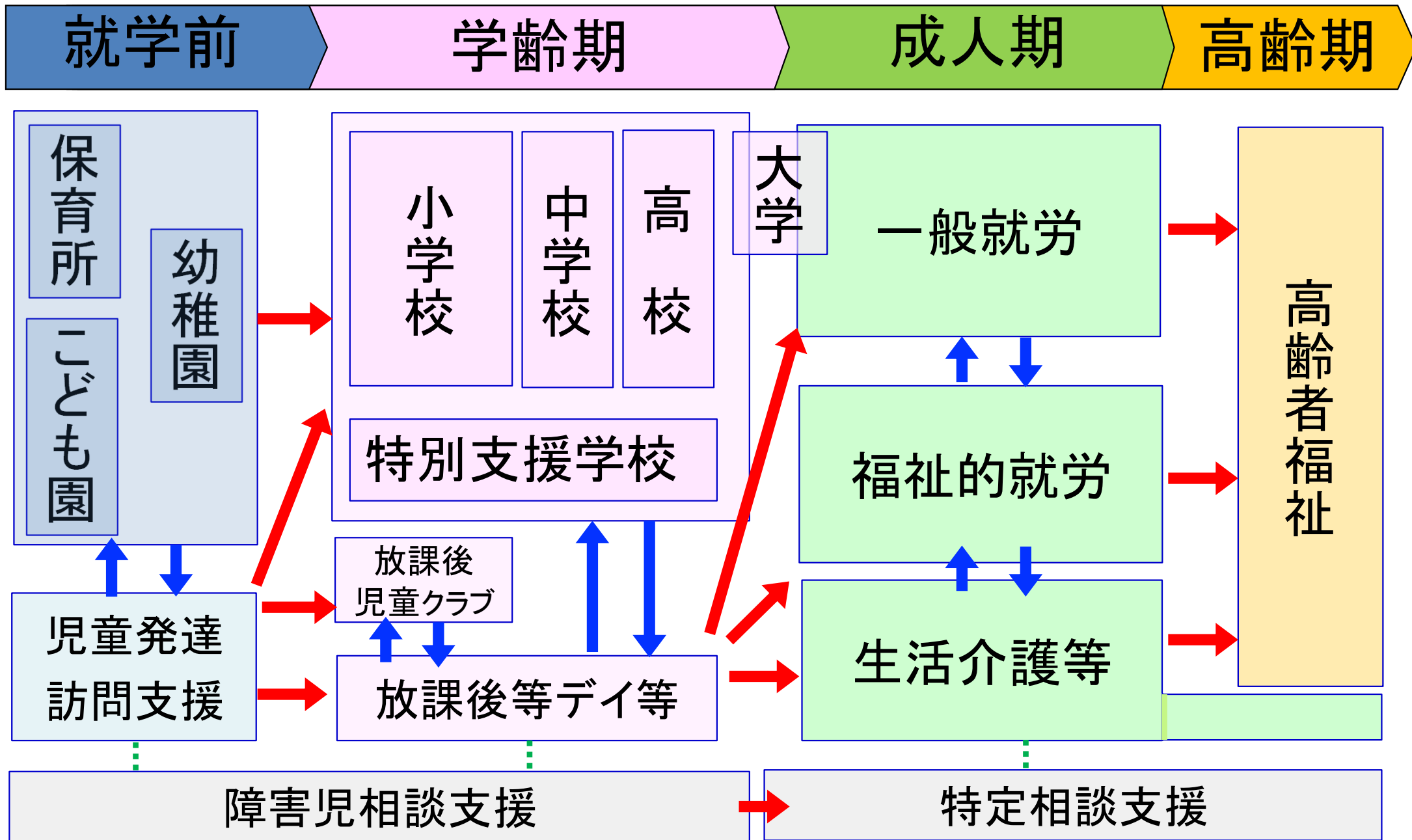
◎ アセスメントは、基本的に必要な時に行う(常に意識しながら子どもと関わる)



◎支援計画には、本人支援、家族支援、移行支援、地域連携を記載。なお、本人支援は5領域との関連を示す

利用時及び家族の生活に対する意向							
総合的な支援の方針							
長期目標 (内容・期間等)						支援の標準的な提供時間 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)							
○支援目標及び具体的な支援内容等							
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性等)		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援							
本人支援							
本人支援							
本人支援							
家族支援							
移行支援							
地域支援 地域連携							

ライフステージでみた移行支援(例)



※ → は次のステージへ移行(縦の連携) → は現時点の移行・連携(横の連携)

◎支援目標は、こどもの育ちの視点で

- ・こどもの育ちに必要なことを記載できるとよい。
それは、こどもまんなかの支援計画にしていくためである。
直す(治す)、正すの保護者支援、専門家目線の目標ではなっていないか。
評価のためには「できるようになる」という記載方法も推奨されるが、その行動の獲得が生活や遊びを楽しむ、豊かさの目的につながっていることを説明できることが重要。

◎支援内容は、合理的配慮の視点で(発達や障害の特性)

- ・支援内容、方法は、障害者権利擁護の視点で
- ・発達の段階に応じた、障害の特性に応じた合理的配慮(専門支援)の提供
- ・特に、本人支援については「発達支援の5領域」との関連について掲載

利用時及び家族の生活に対する意向							
総合的な支援の方針							
長期目標 (内容・期間等)					支援の標準的な提供時間 (曜日・頻度、時間)		
短期目標 (内容・期間等)							
○支援目標及び具体的な支援内容等							
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域との関連性等)		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	3ヶ月後のこどもの イキイキとしている姿	発達段階、障害の特性に 応じた支援内容 発達の支援の5領域					
本人支援							
本人支援							
本人支援							
家族支援							
移行支援							
地域支援 地域連携							

◎「発達支援の5領域」の活用について

- ・「発達支援の5領域」をアセスメントや支援計画、活動・支援プログラムに記載することが義務化された
- ・発達の領域に縛られて、こどもの様子を見失わないこと
つまり、5つの領域ごとに課題を見つけ出し、それらについて改善するような支援ではないこと
- ・発達支援の5領域のアセスメントは、こどもの発達を全体的・包括的に把握し、得意・不得意、発達過程、障害特性等の 支援上の配慮事項を検討するために使用する
- ・個別支援計画への発達支援の5領域の記載は、支援項目欄ではなく支援内容欄に書き込むこと
- ・これまでの支援目標及び内容を、発達支援の5領域で眺め直すことが重要で、抜けている領域があればその観点を入れた支援内容に変更してもらいたい
- ・幼児教育・保育にも5領域があり、活動プログラムにも発達支援の5領域が導入されたことにより、保育士等の専門性の発揮が期待される

各指針及び要領と発達支援ガイドライン

保育所保育指針

認定こども園
教育・保育要領

幼稚園教育要領

児童発達支援
ガイドライン

放課後等デイ
ガイドライン

第2章 児童発達支援の
提供すべき支援

・保育所等との連携及び
移行支援を行うために、
保育所保育指針(平成20
年厚生労働省告示第141
号。以下「保育所保育指
針」という。)の「養護」
のねらい及び内容を理解
する。

・幼稚園教育要領、特別
支援学校幼稚部教育要領
及び幼保連携型認定こど
も園教育・保育要領のね
らい及び内容についても
理解し、支援に当たるこ
とが重要である

環境を通した教育

遊びを通した指導

こどもにかかわる内容の指標とし

「保育」の5領域

「健康」「人間関係」「環境」
「言葉」「表現」

幼児期の終わりまでに
育ってほしい姿

こどもを総合的にとらえ、支援する視点として

「発達支援」の5領域

「健康・生活」「運動・感覚」
「認知・行動」「言語・コミュニケーション」
「人間関係・社会性」

個別支援計画の作成

支援計画に基づいた支援

「5領域」の連動性（保育士等の専門性の発揮）

まとめ(おさらい)

- ・障害児支援には、医学的支援、教育的支援、福祉的支援があるが、治療、指導・訓練、付与ではない「福祉的支援」であることを理解できる
- ・障害児支援の基本機能は、こどもまんなかの権利擁護・尊重(こどものWell-being)の視点に立った「発達支援」であり、本人支援・家族支援、地域連携支援、移行支援からなる包括的支援であること
- ・児童の特徴は「心身の著しい発達の過程」であり、未学習・誤学習になりやすいため、発達特性(発達期の特徴)に応じた生活・遊び・環境を通した丁寧な支援に加え、障害特性への配慮が必要であること
- ・児童の場合、契約者である保護者の意向が反映されやすいが、発達ニーズやこどもの意見を最大限尊重することが重要(こどもの意見表明の機会の確保と尊重、意見形成支援:まずは日々の支援の中で)
- ・児童期はライフステージが短期間で移行するが(大人支援への移行含む)、今と未来をつなぐ縦横連携と移行支援が重要であること
- ・発達支援の5領域は、全体・包括的理解・支援のために活用すること₄₅

まとめ（おさらい）

- ・障害児支援には、医学的支援、教育的支援、福祉的支援があるが、治療、指導・訓練、付与ではない「福祉的支援」であることを理解できる
- ・障害児支援の基本機能は、こどもまんなかの権利擁護・尊重（こどものWell-being）の視点に立った「発達支援」であり、本人支援・家族支援、地域連携支援、移行支援からなる包括的支援であること
- ・児童の特徴は「心身の著しい発達の過程」であり、未学習・誤学習になりやすいため、発達特性（発達期の特徴）に応じた生活・遊び・環境を通した丁寧な支援に加え、障害特性への配慮が必要であること
- ・児童の場合、契約者である保護者の意向が反映されやすいが、発達ニーズやこどもの意見を最大限尊重することが重要（こどもの意見表明の機会の確保と尊重、意見形成支援：まずは日々の支援の中で）
- ・児童期はライフステージが短期間で移行するが（大人支援への移行含む）、今と未来をつなぐ縦横連携と移行支援が重要であること
- ・発達支援の5領域は、全体・包括的理解・支援のために活用すること₄₆